酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示でんぷん糖化力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　でんぷん糖化力試験法により試験を行う。 (ｲ)　保存の方法の基準 アミラーゼ（その３）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ﾛ)　表示の基準 アミラーゼ（その３）製造用原体の表示の基準を準用する。	
(136)～(166)　(略)	(136)～(166)　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第九十七号

災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄総合事務局　管区警察局　管区行政評価局　沖縄行政評価事務所　総合通信局　沖縄総合通信事務所　財務局　地方厚生局　都道府県労働局　地方農政局　北海道農政事務所　森林管理局　経済産業局　産業保安監督部　那覇産業保安監督事務所　地方整備局　北海道開発局　地方運輸局　地方航空局　地方測量部及び沖縄支所　管区気象台　沖縄気象台　管区海上保安本部　地方環境事務所　地方防衛局	沖縄総合事務局　管区警察局　総合通信局　沖縄総合通信事務所　財務局　地方厚生局　都道府県労働局　地方農政局　北海道農政事務所　森林管理局　経済産業局　産業保安監督部　那覇産業保安監督事務所　地方整備局　北海道開発局　地方運輸局　地方航空局　地方測量部及び沖縄支所　管区気象台　沖縄気象台　管区海上保安本部　地方環境事務所　地方防衛局

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議）から、適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　適格都道府県センターの名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

二　差止請求関係業務を行う事務所の名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

三　変更を行った年月日　令和七年四月一日

○国家公安委員会告示第十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議）から、適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　適格都道府県センターの名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター

二　差止請求関係業務を行う事務所の名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター

三　変更を行った年月日　令和七年四月一日

○外務省告示第二百二号

令和七年三月二十六日に東京で、ブラジル連邦共和国におけるリオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府と国際連合工業開発機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　リオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四百七十万三千円

3　署名者

日　本　側　石月英雄国際協力局長

国際連合工業開発機関側　足立文緒東京投資・技術移転促進事務所長

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百三号

令和七年三月二十六日にテグシガルパで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億四千万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　中井一浩在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　エドゥアルド・エンリケ・レイナ・ガルシア外務・国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅